

# 秋田県沿岸漁業改善資金事務取扱要領

秋田県農林水産部農業経済課

# 秋田県沿岸漁業改善資金事務取扱要領

沿岸漁業改善資金に関する事務の取扱いについては、沿岸漁業改善資金助成法、同法施行令及び同法施行規則及び、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、同法施行令及び関係法令並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律、同法施行令及び関係法令並びに秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則及び秋田県財務規則に定めるところによるほか、この要領に定めるところによる。

## 第1 沿岸漁業改善資金の種類、貸付内容、貸付条件及び基準

### 1. 経営等改善資金

資 金 種 類	貸 付 内 容	貸 付 条 件 ・ 基 準
1. 操船作業省力化機器等設置資金（工事費、検査手数料を含む。）		<p>当該機器等の設置に係る漁船が、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の適用のある漁船であるときには、当該漁船が同法第5条第1項第3号の臨時検査、同項第1号の定期検査又は同項第2号の中間検査を受けこれに合格すること。</p> <p>また、それが同法第2条第1項の適用のない漁船であるときには、当該機器等が同法第6条第3項の予備検査を受け、これに合格すること又は当該機器等に係る船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第65条の6の準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けること。</p> <p>貸付けの対象となる機器等は、それぞれ次の基準に適合するもの、その他知事が相当と認めるものであること。</p>
	（1）自動操だ装置	<p>①操だ装置は、電動装置又は油圧装置によって駆動すること。</p> <p>②電子制御方式を備えること。</p>
	（2）遠隔操縦装置	<p>①推進機関の回転速度の増減、クラッチの嵌脱、操だ等が機関室以外の場所において行える装置であること。</p> <p>②制御装置は電動装置又は油圧装置によって駆動すること。</p>

	(3) サイドスラスター	<p>①電動装置又は油圧装置によって駆動すること。</p> <p>②腐食及び漁網等の絡みを防止する対策が施されたものであること。</p>
	(4) レーダー	<p>①物標を3階調以上表示するものであること。(ただし低輝度表示方式のものを除く。)</p> <p>②電波法(昭和25年法律第131号)第4条による免許を受けたものであること。</p>
	(5) 自動航跡記録装置	<p>「漁業新技術開発事業の型式認定事業における基準適合型式名の通知について」(昭和58年11月21日付け58水海第3583号水産庁長官通達)(以下「適合型式名の通知について」という。)に基づく漁ろう情報プロッタ装置型式基準に適合すること。</p>
	(6) GPS受信機	<p>「適合型式名の通知について」に基づく漁船用GPS受信機型式認定基準に適合すること。</p>
2. 漁ろう作業省力化機器等設置資金(工事費を含む。)		<p>貸付けの対象となる機器等は、それぞれ次の次の基準に適合するもの、その他知事が相当と認めるものであること。</p>
	(1) 動力式つり機	<p>「適合型式名の通知について」に基づく自動釣機型式認定基準に適合すること。</p>
	(2) ラインホーラー等の揚縄機	<p>「適合型式名の通知について」に基づく漁業用投・揚縄装置型式認定基準に適合すること。</p>
	(3) ネットホーラー等の揚網機	<p>「適合型式名の通知について」に基づく漁業用揚網機型式認定基準に適合すること。</p>
	(4) 巻取ウインチ	<p>「適合型式名の通知について」に基づく漁業用巻取りウインチ型式認定基準に適合すること。</p>
	(5) 放電式集魚灯	<p>「適合型式名の通知について」に基づく集魚灯設備型式認定基準に適合すること。</p>
	(6) 漁業用クレーン	<p>「適合型式名の通知について」に基づく漁業用クレーン型式認定基準に適合すること。</p>
	(7) 漁獲物等処理装置	<p>①漁獲物等の水揚げ、運搬及び選別並びに市場、加工場等への出荷前の一次処理のための機器等であること。</p> <p>②漁獲物等の水揚げ作業又は水揚げ後の漁獲物等の処理作業の省力化が図られるものであること。</p>

		<p>③漁船及び車両は貸付対象に含まれない。</p> <p>「適合型式名の通知について」に基づく漁船用海水冷却装置型式認定基準に適合すること。</p>
	(8) 海水冷却装置	
	(9) 海水殺菌装置	<p>①漁獲物等への残留性及び悪影響がないこと。</p> <p>②漁船に搭載する場合には、振動等による破損を防止するための対策が施されているものであること。</p>
	(10) 漁業用ソナー	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用ソナー型式認定基準に適合すること。
	(11) カラー魚群探知機	「適合型式名の通知について」に基づく魚群探知機型式認定基準に適合すること。
	(12) 潮流計	「適合型式名の通知について」に基づく超音波式船速潮流計測装置型式認定基準に適合すること。
3. 補機関等駆動機器等設置資金（工事費を含む。）		<p>本資金の対象とする機器は、1の操船作業省力化機器及び2の漁ろう作業省力化機器の各機器等を駆動し、又は作動させるための機器であり、補機関及び油圧装置が貸付の対象となるが、このうち補機関及び1の操船作業省力化機器を駆動し、又は作動させるための油圧装置を設置する場合は、1の貸付条件・基準に示した船舶安全法上の要件と同様の要件を具備すること。</p> <p>貸付けの対象となる機器等は、知事が水産庁長官と協議して特にやむを得ないと認める場合を除き、それぞれ次の基準に適合するものであること。</p>
	(1) 補機関（動力取出装置付推進機関を含む。）	<p>①冷態始動が可能であること。</p> <p>②調整装置は、75パーセント負荷と無負荷の間で、整定回転数105パーセント以内に制御できること。</p> <p>③補機関には動力取出装置付きの推進機関を含むが、この場合には次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 歯車減速機付きディーゼル機関であること。</p> <p>イ 動力取出装置には、強固な外部軸受装置及びクラッチを備えること。</p>

	(2) 油圧装置	<p>①常用圧力の1.5倍を超えない圧力でセットされた安全弁を有すること。</p> <p>②油圧ポンプはディーゼル機関又は電動機により駆動され、振動等による悪影響のないよう緩衝装置を有すること。</p>
4. 燃料油消費節減機器等設置資金		<p>貸付けの対象となる機器等は、それぞれ次の基準に適合するもの、その他知事が適当と認めるものであること。また、1の貸付条件・基準に示した船舶安全法上の要件と同様の要件を具備すること。</p>
	(1) 漁船用環境高度対応機関	<p>①機関の本体が、「漁業新技術開発事業の型式認定事業における基準適合型式名の通知について」に基づく漁船用環境高度対応機関型式認定基準（以下「環境高度対応機関型式認定基準」という。）に適合すること。ただし、ディーゼル船外機関においては、漁船用ディーゼル船外機関型式認定基準（以下「ディーゼル船外機関型式認定基準」という。）、ガソリン船外機関においては、環境保全型ガソリン船外機関型式認定基準に適合すること。</p> <p>②機関（ガソリン船外機関を除く。）は、燃料油の消費を節減するための機関の出力を制限できる燃料最大噴射量制限装置及び最大回転数制限装置を取り付けたものであること。</p> <p>③燃料最大噴射量制限装置及び最大回転数制限装置は、「動力漁船の性能の基準の取扱いについて」（昭和48年12月17日付け48水海第4360号水産庁長官通達）に基づく小型機関制限装置機能基準に適合したものであること。</p> <p>④機関の本体のほか、プロペラ、プロペラシャフト及び付属品を含む。</p>
	(2) 定速装置	<p>「漁業新技術開発事業の型式認定事業における基準適合型式名の通知について」に基づく漁船用推進軸動力利用装置型式認定基準（以下「推進軸動力利用装置型式認定基準」という。）に適合すること。</p>
(3) 発光ダイオー	<p>「適合型式名の通知について」に基づく発光</p>	

	ド式集魚灯	ダイオード式集魚灯設備型式認定基準に適合すること。
5. 新養殖技術導入資金	<p>農林水産大臣が定める水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入して養殖を行う場合における次に掲げる費用</p> <p>-----</p> <p>(1) 養殖施設の設置費用</p> <p>-----</p> <p>(2) 種苗の購入費用又は生産費用</p> <p>-----</p> <p>(3) 餌料の購入費用</p>	<p>①当該水域への当該養殖技術の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。</p> <p>②当該水域において当該養殖技術の普及度が十分でなく、当該養殖技術の導入が展示的效果及び波及的效果を有するものであること。</p> <p>③当該養殖技術に関する試験研究機関等における基礎研究又は応用研究の成果が明らかかなものであること。</p> <p>④当該養殖技術の導入について、すでに現地適応のための実証試験が行われたものであること。</p>
6. 資源管理型漁業推進資金	<p>(1) 水産資源の管理に関する取決めに基づき、資源管理措置（漁具・漁法の制限、操業時間又は期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等）を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用</p> <p>(2) (1) と併せて、低利用・未利用資源の開発・利用措置と漁獲物の付加価値の向上措置を行う場合の次に掲げる費用</p> <p>ア 低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具・漁ろう機器等の購</p>	<p>農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めを締結し、その取決めに基づき資源管理措置を適正に実施し（これと併せて、低利用・未利用資源の開発・利用と漁獲物の付加価値の向上を総合的に行う場合も含む。）、合理的な漁業生産方式を導入すること。</p> <p>(1) 取決めは、資源管理の対象となる水産資源を利用する漁業者の相当部分が参加するものであり、対象となる水産資源の生物学的特性を踏まえ、一定期間継続して行うものであること。</p> <p>(2) 取決めに基づく資源管理措置は、網目規制等の漁具・漁法の制限、禁漁期間の設定等操業時間又は期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等により行うものであること。</p> <p>(3) 低利用・未利用資源の開発・利用と漁獲物の付加価値の向上は、当該資源管理の対象資源等の特定の資源に対する過度な漁獲圧力を緩和し、この漁獲努力を資源量が豊富であるにもかかわらず、現在利用していないか又は利用度が低い資源の漁獲及び活魚出荷又は加工による漁獲物の付加価値の向上に振り向けるものであること。</p>

	<p>入費用又は設置費用</p> <p>イ 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための設備（加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。）の設置費用</p>	<p>（４）当該漁業生産方式の導入は、本資金により導入する機器等だけではなく、当該漁業者が既に保有している機器等や漁業協同組合が保有する機器等であって当該漁業者が共同利用する者も含め、これらの機器等の組合せにより、水産資源を合理的かつ総合的に利用するものであればよいこと。</p> <p>（５）漁業協同組合が本資金によりその組合員の共同利用に供するための機器等を導入する場合にあつては、当該漁業生産方式を導入する沿岸漁業者により共同利用されるものであること。</p>
<p>7. 環境対応型養殖業 推進資金</p>		<p>農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取組において、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品・漁網防汚剤の使用を適正化することにより養殖の生産工程を総合的に改善する合理的な漁業生産方式を導入すること。</p> <p>（１）取組は、湾、浦等漁場を同一とする漁業者の相当部分が参加するものであり、対象となる漁場の環境特性を踏まえ、一定期間継続して行うものであること。</p> <p>（２）養殖密度の適正化は、漁場の環境特性及び養殖魚の生物学的特性を踏まえ、漁場全体としても、また個別養殖施設としても養殖魚の良好な成育環境が確保される養殖尾数とするものであること。</p> <p>（３）投餌の内容・量・方法の改善は、生餌からペレット餌料への変更、投餌量の制限等の方法により残餌の堆積を著しく減少させるものであること。</p> <p>（４）薬品・漁網防汚剤の使用の適正化は、医薬品の使用を制限すること及び漁網防汚剤を使用しないか又は安全性が確認された漁網防汚剤に限定の上使用回数を制限して使用することにより医薬品や有害物質の養殖魚への残留、環境への悪影響を防止するものであること。</p>

		<p>(5) 当該漁業生産方式の導入は、本資金により導入する機器等だけではなく、当該漁業者が既に保有している機器等や漁業協同組合が保有する機器等であって当該漁業者が共同利用するものも含め、これらの機器等の組合せにより、養殖の生産行程を総合的に改善するものであればよいこと。</p> <p>(6) 漁業協同組合が本資金によりその組合員の共同利用に供するための機器等を導入する場合にあつては、当該漁業生産方式を導入する沿岸漁業者により共同利用されるものであること。</p>
8. 乗組員安全機器等設置資金（工事費を含む。）		貸付けの対象となる機器等は、それぞれ次の基準に適合するもの、その他知事が相当と認めるものであること。
	(1) 転落防止用手すり	<p>①甲板室囲壁等に取り付けるストームレール（ブルワークを除く。）の設置</p> <p>②室内に設けるストームレール（ブルワークを除く。）の設置</p>
	(2) 安全カバー装置	<p>①漁ろう機械、甲板機械の歯車等運動部の囲い及びおおい</p> <p>②駆動機器（操だ用を含む。）の運動部等通常の作業の際、接触するおそれのある部分の囲い及びおおい</p>
	(3) 揚網機安全装置	揚網機に体を巻き込まれた際に、揚網機を緊急に停止させる装置及び巻き込まれた状態で揚網機を操作することができる装置を備えていること。
9. 救命消防設備購入資金	(1) 救命胴衣	(1)、(2)、(3)、(4)については、それぞれ船舶安全法第6条ノ4第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したもの、その他知事が相当と認めるものであること。
	(2) 消火器	
	(3) イーパブ	
	(4) レーダートランスポンダ	
	(5) 小型漁船緊急連絡装置	緊急時に自動又は手動により船舶名及び発生位置等の情報（信号）が漁船に搭載された無線機を通じて海岸局側の無線機に発信されるものであること。
10. 漁船転覆防止機器等設置資金（工事費を含む。）		貸付けの対象となる機器等は、それぞれ次の基準に適合するもの、その他知事が相当と認めるものであること。



	(1) 漁獲物の横移動防止装置	<p>①小型漁船安全規則（昭和49年農林省・運輸省令第1号）第8条の規定により、又は準用して、船の幅の2分の1を超える幅の魚そうに設置する漁獲物の横移動防止装置</p> <p>②①以外の船の幅の2分の1を超えない幅の魚そうであっても、使用上、漁獲物の横移動防止のため、荷止板等を設置するものであること。</p> <p>③漁獲物を魚そうに収容する前、漁獲物を一時的に甲板上に置くための魚溜め</p>
	(2) 廃止した甲板上の魚槽に代わる甲板下の魚槽	<p>①甲板上に設置する活魚そうに代えて、甲板下に活魚そうを設ける改造に限る。</p> <p>②甲板上に常設する魚そうに代えて甲板下に魚そうを設置する改造に限る。</p>
1 1. 漁船衝突防止機器等購入等資金（工事費を含む。）		貸付けの対象となる機器等は、それぞれ次の基準に適合するもの、その他知事が相当と認めるものであること。
	(1) レーダー反射器	有効反射面積10m <sup>2</sup> 以上であること。
	(2) 無線電話	1W以上5W以下の無線送受信装置（船舶局に限り持ち運び式は含まない。）
1 2. 漁具損壊防止機器等購入資金		貸付けの対象となる機器等は、それぞれ次の基準に適合するもの、その他知事が相当と認めるものであること。
	(1) 標識灯	漁具に取付けるブイで、夜間視界が良好な場合において少なくとも2カイリ離れた地点から視認できる灯火であること。
	(2) レーダー反射器付きブイ	有効反射面積2m <sup>2</sup> 以上のものであること。
1 3. 魚類移送機等設置資金		魚類の移送作業を省力化するための機器等であること。

## 2. 生活改善資金

資金種類	貸付内容	貸付条件・基準
1. 生活合理化設備資金	(1) し尿浄化装置又は改良便槽の設置に必要な資材の購入費用	①し尿浄化装置は、し尿を長時間ばっ気方式によるし尿浄化槽に流し浄化するものであり、浄化槽は、専用モーターを使用してばっ気槽内の汚水をかき拌し、好気性微生物の働きを活用することにより、吸収、同化、酸化を受けた液を沈澱分離し、上澄み

		<p>液を消毒のうえ放流する構造を有するものであること。</p> <p>②改良便槽は、くみ取り式の便槽で貯りゅう槽とくみ取り槽とを組み合わせた構造であり、漏水しないよう完全な防水措置が施されたものであること。</p>
	(2) 自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）の設置に必要な資材の購入費用	
	(3) 太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用	
2. 住居利用方式改善資金（工事費及び家具類の購入費を含む。）		<p>①家具類の購入にあつては、住居利用の改善上不可欠な家具類の購入費に限る。この場合、電気器具類で漁村において長期の信用販売制が確立しているものは、原則として対象としない。</p> <p>②家具類購入のみの場合は対象としない。</p> <p>③住宅の新增築は、原則として対象としない。</p>
	(1) 居室の改造	居室（居間、寝室、子供室、老人室等）に関連するもの。
	(2) 炊事施設の改造	炊事施設（炊事場、食事場等）に関連するもの。
	(3) 衛生施設の改造	衛生施設（浴室、便所、洗面所等）に関連するもの。
	(4) 家事室等の改造	家事室等（家事室、更衣室、土間等）に関連するもの。
3. 婦人・高齢者活動資金	<p>(1) 機器等（漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等）の設置費用</p> <p>(2) 機器等を使用して行う生産活動に要する費用（種苗費、餌料費、加工用原材料費、資材費等）</p>	<p>貸付けの対象となる活動は、漁家の婦人又は高齢者（60歳以上のものをいう。以下同じ）が自らの知識、経験に応じて、共同して行う生産活動であつて次の条件を満たしていること。</p> <p>ア 地域の特性を生かした自主的な活動であること。</p> <p>イ 漁家の婦人又は高齢者に生きがいを感じさせ、かつ、社会的役割を感じさせる活動であること。</p>

### 3. 青年漁業者等養成確保資金

資 金 種 類	貸 付 内 容	貸 付 条 件 ・ 基 準
1. 研修教育資金（旅費、教材費、授業料、視察費等）		<p>①青年漁業者とは、現に沿岸漁業に従事しているか、又は近く沿岸漁業に従事することが確実であり、かつ、沿岸漁業の経営を行っているか、又は将来沿岸漁業の経営を行おうとする者をいい、その年齢は、15歳から35歳までとする。</p> <p>②漁業労働に従事する者とは、現に漁業労働に従事している者のほか、現在は漁業労働に従事していないが、近く漁業労働に従事することが確実と見込まれる者をいい、その年齢は15歳から40歳までとする。</p> <p>③その他の漁業を担うべき者とは、青年漁業者及び漁業労働に従事する者以外の者であって、近代的な沿岸漁業の担い手となることを目指して向上の途上にある者であること。</p> <p>④青年漁業者等は、それぞれの地域において沿岸漁業の生活動の中核的な担い手となり得る意欲及び資質を有する者であること。</p> <p>⑤研修の内容、期間等は次のとおりとする。</p> <p>ア 原則として5日を超える期間の国内研修であって、水産関係研修機関の研修コースを受講する研修、又は知事が推薦する沿岸漁家で滞在して受ける研修若しくは小型船舶操縦士、特殊無線技士、潜水士等沿岸漁業に従事する上で必要な資格を取得するための講習を受講するものであること。</p> <p>イ 原則として30日を超える期間の国外研修であって、次に掲げる外国の教育・研修機関において、又は当該外国の受入れ機関が推薦する近代的な沿岸漁業を営んでいる者の下で滞在して受ける研修であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) アイスランド共和国</li> <li>2) アメリカ合衆国</li> <li>3) イギリス連邦</li> <li>4) イタリア共和国</li> <li>5) カナダ</li> </ol>

		6) ロシア 7) タイ 8) 中華人民共和国 9) デンマーク 10) ノルウェー 11) フィリピン共和国 12) オーストラリア 13) ニュージーランド 14) その他県知事が水産庁長官と協議して定める国
2. 高度経営技術習得資金	経営方法又は技術の習得で農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な費用（パソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ並びに制御装置（制御用コンピューター、各種センサー類）及び関連機器（制御装置と直接連動する部分に限定する。）の購入費用等）	①青年漁業者又はその組織する団体が次に掲げる事項のすべてに該当するものであること。 ア 情報関連機器又は制御装置等の活用による高度な経営方法又は技術の習得に意欲を有すること。 イ 本資金により導入する機器の利用計画が明確に定まっており、これにより習得する経営方法又は技術が、将来において沿岸漁業経営の改善に効果的に活用されると認められるものであること。 ②青年漁業者は、おおむね15歳から35歳までのものとする。 ③青年漁業者の組織する団体とは、実践的な沿岸漁業の研究グループ等であり、かつ青年漁業者がその構成員の過半数を占めているものであること。 ④青年漁業者又はその組織する団体が情報関連機器又は制御装置等を導入し、当該青年漁業者が、当該情報関連機器を用いて各種経営情報の収集・活用、経営状況の把握・分析等を経営方法又は当該制御装置等を用いて漁具・施設の効率的な管理等を行う技術を習得するものであって、経営能力の高度化に資する者であること。⑤沿岸漁業の生産性向上に資するとともに、将来、広範に普及すると見込まれる経営方法又は技術であること。
3. 漁業経営開始資金	農林水産大臣が定める基準に基づき沿岸漁業の経営を開始	①本資金の対象となる沿岸漁業の経営は次に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。

<p>するのに必要な費用（漁船の建造、取得又は改造の費用、機器又は施設の設置費用、漁具・種苗又は餌料の購入費用等。ただし、貸付条件・基準①のイに該当するものであって漁船を承継するもの又は①のウに該当するものにおいては、漁船の建造及び取得費用は対象外とする。土地の購入費用も対象外とする。）</p>	<p>ア 漁業外からの新規参入者その他の沿岸漁業経営の承継者でない者が新たに開始する経営</p> <p>イ 沿岸漁業経営の承継者が開始する経営</p> <p>ウ 将来、沿岸漁業経営を承継することが見込まれる者が、近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するため新たに開始する一の区分された沿岸漁業部門の経営</p> <p>②青年漁業者は、おおむね15歳から35歳までの者とする。</p> <p>③青年漁業者の組織する団体とは、実践的な沿岸漁業の研究グループ等であり、かつ青年漁業者がその構成員の過半を占めているものであること。</p> <p>④青年漁業者又はその組織する団体の開始する経営が漁業権漁業に係るものである場合には、漁業権の行使が可能であると見込まれること。</p> <p>⑤当該青年漁業者又はその組織する団体の導入しようとする経営又は技術が、当該水域における沿岸漁業の振興上必要かつ適切なものであること。</p> <p>⑥①のア及びイの経営にあつては、経営の基礎の形成のための年次計画を明確にした経営計画及び計画達成後の基本的経営方針が定められている場合に貸付を行うこととする。</p> <p>⑦経営の収支を明らかにする帳簿を備付け継続して記帳すること。</p> <p>⑧貯金口座を開設すること。</p> <p>⑨経営主を必ず保証人の1人とする事。</p>
--	---

## 第2 貸付計画の作成

1. 漁業協同組合は、毎年度、当該組合の地区の資金需要額を資金種類ごとに取りまとめ、沿岸漁業改善資金需要額報告書（様式第1号）により毎年10月末日までに知事に提出するものとする。
2. 1の資金需要額を取りまとめるにあたっては、漁業協同組合長はあらかじめ水産振興センター所長又はその者の住所地を所管する地域振興局農林部長（以下「経由機関」という。）と協議するものとする。ただし、地域振興局農林部長を経由機関とする場合は、生活改善資金の手続きの場合に限るものとする。

3. 農業経済課は、報告された資金需要額及び県の水産行政の基本方針等に基づき、資金別に貸付計画を作成するものとする。

### 第3 貸付けの申請

1. この資金の貸付けを受けようとする沿岸漁業従事者等（以下「申請者」という。）は、あらかじめその所属する漁業協同組合の指導を受けて、次の区分による貸付申請書（様式第2号）及び事業計画書（様式第2の2号）を作成し、当該漁業協同組合長に提出するものとする。

（提出する貸付申請書及び事業計画書の様式）

資金名	借受主体	貸付申請書	事業計画書	団体に関する調書
経営等改善資金	個人	様式第2号	様式第2の2号（1） ～（4）	—
	団体	〃	〃	別紙
生活改善資金	個人	〃	様式第2の2号（5）	—
	団体	〃	様式第2の2号（5） 又は（6）	別紙
青年漁業者等 養成確保資金	個人	〃	様式第2の2号（7）～ （12）	—
	団体	〃	〃	別紙

2. 漁業協同組合長は、前項の貸付申請書（事業計画書を含む。以下同じ。）の提出があったときは、申請者及び連帯保証人の償還能力等を確認したうえで、意見書（様式第3号）を添えて経由機関を経由して知事に送付するものとする。

3. 経由機関は、2の貸付申請書を受理してから沿岸漁業改善資金運営協議会が開催されるまでに、事業実施前の既存施設等の状況について確認を行い、事前確認調書（様式第3の2号）を知事に提出するものとする。

なお、確認には貸付事務担当者が同行するものとする。

#### 4. 申請にあたっての注意事項

（1）貸付申請の際の事業費は定価でなく、現実に購入できる価格をもとに記載するものとし、貸付申請書にはカタログ、見積書（関係図面を含む。）等を添付すること。

（2）見積書の記載にあたっては、次の事項に留意すること。

ア 見積書は、事業費に関するものとするが、機器・施設等にあつては貸付対象となる本体価格を明記するとともに、付属部品等、本体とは一体と見なされないものについては、本体価格と区分して個々に価格を記載すること。

イ 本体と一体と見なされるものは、カタログ、仕様書等に標準仕様部品として記載されたものであること。

ウ 値引き及び下取り価格のあるものについては、対象及び金額を明記するものとし、それぞれの金額を区分して記載すること。

（3）申請額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

#### 第4 連帯保証人

##### 1. 連帯保証人の数は次のとおりとする。

借 入 額	人数
100万円以下	1人以上
100万円をこえ300万円以下	2人以上
300万円をこえるもの	3人以上

##### 2. 連帯保証人を立てるにあたっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 連帯保証人は、原則として申請者と同一漁業協同組合の地区内に住所を有するものとする。
- (2) 漁業経営開始資金を借り受ける場合にあつては、経営主は必ず連帯保証人の1人となるものとする。
- (3) 申請者が未成年者である場合にあつては、親権者は必ず連帯保証人の1人となるものとする。
- (4) 申請者が沿岸漁業従事者等の組織する団体である場合にあつては、1の規定にかかわらずその構成員のうち、当該借受けによって受益するもの（その者が特定されない場合にあつては団体の理事等）が当該団体の連帯保証人となるものとする。ただし、当該申請が婦人・高齢者活動資金に係るものにあつてはこの限りでない。
- (5) 相互保証は、原則として認めないものとする。

##### 3. 連帯保証人を変更しようとするときは、次によるものとする。

- (1) 連帯保証人の死亡、疾病等によりやむを得ずこれを変更しようとするときは、連帯保証人変更申請書（様式第4号（1））を漁業協同組合長に提出するものとする。
- (2) (1)の申請書を受理した漁業協同組合は、農林中央金庫秋田支店及び農林中央金庫秋田支店が事務を再委託する漁業協同組合（以下「事務委託機関」という。）を経由して知事に提出するものとする。
- (3) 事務委託機関は、連帯保証人の追加又は変更を必要と認めたときは、連帯保証人変更（追加）申請書（様式第4号（2））により知事に申し出るものとする。
- (4) 知事は、連帯保証人変更申請書又は連帯保証人変更（追加）申出書を受理したときは、その適否を決定して連帯保証人変更（追加）承認通知書（様式第4号（3））により通知するとともに連帯保証人変更（追加）承認連絡書（様式第4号（4））により経由機関及び事務委託機関に対して連絡するものとする。

#### 第5 担保

##### 1. 規則第5条第5項に定める担保以外の担保は、次の基準に適合するものとする。

- (1) 貸付申請者が提供する担保物件は、原則として不動産（土地、建物）であること。
- (2) 貸付申請者は、原則として第1順位の抵当権設定登記を、抵当権設定契約締結後遅滞無く行うことが確実と見込まれる者であること。
- (3) 担保評価額が貸付申請額を上回るものであること。ただし、連帯保証人を立てた場合はこの限りでない。

##### 2. 建物は原則として火災共済あるいは火災保険を付して担保徴求（質権設定を含

む。)するものとする。

3. 漁船は原則として漁船保険を付して担保徴求(質権設定を含む。)するものとする。

4. 担保評価額は、時価額に次表の担保掛目を乗じて得た額とする。

土地(宅地を含む。)	山林・原野	施設(漁船以外)	漁船
80%以内	60%以内	40%以内	70%以内

5. 時価額の評価は、次のいずれかの方法により漁業協同組合が行うものとする。

(1) 類似物件の売買事例

(2) 通り相場

(3) 固定資産評価額に次表の倍率を乗じて得た数

田	畑	山林
12.2	18.8	3.7

(4) その他漁業協同組合が適当と認める方法

6. 担保提供の申出は様式第4の2号により行うものとし、担保物件の変更については第4第3項に準じて行う。

## 第6 貸付けの決定及び償還の方法

1. 知事は、貸付申請書を受理したときは、漁業協同組合の意見並びに沿岸漁業改善資金運営協議会の意見等を参しゃくして貸付けの適否を決定するものとする。なお、貸付の適否の決定においては、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 貸付対象者

ア 申請者が複数で同一の漁船を所有する場合に、複数の所有者による連名の申請は漁業を営む個人とは見なさないものとする。

イ 釣り宿の経営等を兼業する者にあつては、沿岸漁業と遊漁船業等の沿岸漁業以外の事業とを区分した収入状況や稼働日数等の資料を徴して判断するものとする。

ウ 漁業協同組合等の組合員である場合は、経常的にその施設を利用している者とする。

エ 漁船を所有している場合は、漁船保険に加入している者とする。

オ 次に掲げる事項に該当する者であることが望ましいものとする。

(ア) 過去において漁業違反がないこと。

(イ) 漁業共済制度に加入していること。

(ウ) 漁業後継者がいること。

(2) 貸付対象となる内容及び金額

ア 機器・装置等の購入については、本体及び設置工事費を貸付対象とする。ただし、救命消防設備購入資金及び漁具損壊防止機器等購入資金については、設置工事費を貸付対象としない。

イ 見積額に値引きがある場合は、原則的に本体価格から差し引くものとする。ただし、事業費合計額からの値引きとなっている場合は、本体価格等の記載された項目ごとの金額について、事業費全体に占める割合を値引額に乗じて得た額を項



目ごとの値引額とすることができる。

ウ 同一の機器・設備等で仕様が同一なものの購入については、要領第6の5

(1)に規程する「技術の内容が高度化若しくは変化し、又は燃料油の消費を節減すること」にはあたらないものとする。

2. 知事は、1により貸付けの決定を行ったときは、貸付決定通知書（様式第5号）を申請者に交付するとともに、その旨を経由機関及び事務委託機関に対して貸付決定一覧表（様式第6号（1））及び貸付申請処理結果表（様式第6号（2））を添えて通知するものとする。また、貸付けしない旨の決定をしたときは、速やかに当該申請者に通知するとともに、その旨を経由機関及び事務委託機関に連絡するものとする。
3. 貸付金額は、千円単位とし、貸付の申請、決定時期及び償還期日は、次のとおりとする。ただし、緊急に必要なと認められる場合は、随時、貸付けの決定を行うものとする。

回数	申請締切時期	貸付決定時期	償還期日
第1回	5月10日	6月10日	5月20日又は 11月20日
第2回	8月10日	9月10日	
第3回	11月10日	12月10日	
第4回	2月10日	3月10日	

4. 償還方法は、千円単位で均等年賦償還とし、貸付額を償還回数で除して得た額に千円未満の端数が生じたときは、第1回目の償還額に加えるものとする。
5. 同一の沿岸漁業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者に対する資金の貸付けは原則として貸付内容（自動操だ装置等ごとの種類をいう）ごとに1回限りとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。
  - (1) 新しい施設・機器・資材等の購入により技術の内容が高度化若しくは変化し、又は燃料油の消費の節減若しくは大気汚染物質（窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）等）の放出の低減をすること等により、沿岸漁業の経営若しくは操業状態の改善又は生活の改善に資することが認められる場合。
  - (2) 漁ろう作業省力化機器等設置資金に係る貸付けで、漁法漁場等の転換があり、同一の貸付内容であっても新たに導入しようとする機器等が既に導入している機器等と技術的に異なる場合。
  - (3) 補機関等駆動機器等設置資金の油圧装置に係る貸付けで、当該装置で駆動しようとする操船作業又は漁ろう作業省力化機器が異なる場合。
  - (4) 新養殖技術導入資金に係る貸付けで、1回の貸付けではその効果が判定しがたい場合（ただし、この場合は2回を限度とする。）。
  - (5) 新養殖技術導入資金に係る貸付けで、貸付対象となる養殖魚種若しくは養殖技術の転換を行う場合又は漁場の利用方法の転換を県の指導を受け、年次計画を立てて行う場合。
  - (6) 資源管理型漁業推進資金又は環境対応型養殖業推進資金に係る貸付けで、当該資金以外の資金による貸付内容と同一の内容を含んでいる場合。
  - (7) 経営等改善資金に係る貸付けで、同一の貸付内容と新規の貸付内容が一体となった機器等であって、これらの機能が相互関連の下で作動することにより、効率的又は

効果的な使用に資するものであると認められる場合。

(8) 借受者が災害を受け、本資金により導入しようとする技術又は生産方式の改善等が未達成の状態となったと認められる場合。

(9) 研修教育資金の国内研修の場合。ただし、この場合は2回を限度とする。

(10) 漁業経営開始資金に係る貸付けで、年次計画をもって実施する場合。

6. 漁業協同組合長は、借受者の事業が開始されたときは事業に関する契約書又は請書を確認し、その写しを経由機関を経由して知事に提出するものとする。

## 第7 貸付金の交付及び管理

1. 知事は、貸付決定一覧表に基づき、貸付資金を事務委託機関に対し交付するものとする。この場合、事務委託機関は沿岸漁業改善資金の貸付事業に係る委託事務の処理を適切に行うための特別の口座を設けるものとする。ただし、農林中央金庫秋田支店が事務を再委託する漁業協同組合を除く。

2. 事務委託機関は、貸付けの決定の連絡を受けたときは速やかに漁業協同組合長に連絡するものとし、漁業協同組合長は、貸付けの決定を受けた申請者（以下「借受者」という。）から沿岸漁業改善資金借用証書（様式第7号）を取りまとめ、速やかに事務委託機関に提出するものとする。

3. 事務委託機関は、沿岸漁業改善資金借用証書の提出を受けたときは、2により受けた貸付金について、直ちに借受者名義の預貯金口座に振替送金手続きをするものとし、必要のつど請求書等の写しで貸付金の使途を確認するものとする。

4. 借受者が団体である場合に、自己負担金を構成員から徴収するときは、自己負担金の拠出状況を明確にしておくものとする。

5. 借用証書の作成にあたっては、次の点に留意するものとする。

(1) 借受者及び連帯保証人は、借用証書に印鑑証明書を添付するものとする。

(2) 連帯保証人の欄に全員記入できないときは、継ぎ紙を用い、原本と継ぎ紙に全員の割印を押すものとする。

6. 事務委託機関の事務

(1) 事務委託機関は、貸付金の支出事務を終了したときは、速やかに秋田県財務規則第109条第1号に定める委託金精算報告書（様式第8号）を作成し、借用証書及び支出を証する書類を添えて知事に提出するものとする。

(2) 事務委託機関は、事務委託契約に基づく貸付金の受払状況として、沿岸漁業改善資金管理状況報告書（様式第9号）により知事に提出するものとする。

7. 貸付けの決定の取消し等について

(1) 借受辞退

貸付けの決定の通知後において、借受けを辞退しようとするときは、速やかに沿岸漁業改善資金借受辞退届（様式第10号）に貸付決定通知書を添え、経由機関及び事務委託機関を経由して知事に提出するものとする。

(2) 貸付けの決定の取消し

ア 事務委託機関は、貸付決定通知書が借受者に通常到着したと認められる日から、30日を経過しても借用証書が事務委託機関に提出されないときは、貸付資金未交

付一覧表（様式第11号）により知事に連絡するものとする。

イ 知事は、アの連絡を受けたときは、調査のうえ取消しの決定をするものとする。

ウ 知事は、ア及びイに規定するもののほか、貸付けの決定後において貸付けが不相当と認められる事態が発生したときは、貸付けの決定の取消しを行うことができるものとする。

(3) 知事は、(1)及び(2)により取消しの決定をしたときは、借受者に対して沿岸漁業改善資金取消通知書（様式第12号(1)）により通知するとともに、経由機関及び事務委託機関に対して沿岸漁業改善資金貸付決定取消連絡書（様式第12号(2)）により連絡するものとする。

(4) 貸付けの決定を取消された借受者は、通知受領と同時に貸付決定通知書を知事に返納するものとする。

(5) 知事は、貸付けの決定の取消しを行った場合には、事務委託機関に対してその旨を通知するとともに、返納通知書を交付するものとする。また、貸付実行前に貸付けの決定の取消しを行った場合にはその旨を通知するとともに、委託金精算報告書の提出後速やかに事務委託機関に対し返納通知書を交付するものとする。

(6) 事務委託機関は、返納通知書により貸付金を県に返納するものとする。

## 第8 事業計画等の変更

1. 借受者は、貸付対象事業の計画に重要な変更を生ずる場合にあっては、貸付申請の手続きに準じて沿岸漁業改善資金事業計画変更承認申請書（様式第13号(1)）又は沿岸漁業改善資金事業完了延期申請書（様式第13号(2)）を経由機関及び事務委託機関を経由して知事に提出するものとする。

2. 重要な変更とは、次の事由のいずれかに該当する場合とする。

(1) 事業費が当初事業計画より20%以上増減するとき。

(2) 貸付対象資材、機械等の内容の変更。

(3) 漁業経営開始資金にあっては開始しようとする漁業種類の変更。

(4) 災害その他やむを得ない理由により、3カ月以内（漁業経営開始資金にあっては6カ月以内）に事業が完了しない場合。

3. 知事は、変更又は延期の承認をしたときは、借受者に対して沿岸漁業改善資金事業計画変更承認通知書（様式第13号(3)）により通知するとともに、経由機関及び事務委託機関に対して沿岸漁業改善資金事業計画変更承認連絡書（様式第13号(4)）により連絡するものとする。

4. 借受者等は、次の事由のいずれかに該当する場合にあっては、経由機関及び事務委託機関を経由して知事に届出なければならない。

(1) 住所が変更になったとき。

(2) 団体の名称及び代表者等が変更になったとき。

(3) 借受者が死亡したとき。

## 第9 貸付金の償還

1. 約定償還

- (1) 知事は、償還金一覧表に納入通知書を添付して約定償還期日の20日前までに事務委託機関に送付するものとする。
- (2) 事務委託機関は、漁業協同組合長を経由して借受者に納入通知書を送付するものとする。
- (3) 借受者から償還金等の送金を引き受けた漁業協同組合は、直ちに事務委託機関に対して送金するものとする。
- (4) 事務委託機関への送金期日は、約定償還期日とし、遠隔地等のため約定償還期日に送金できない場合であっても、送金事務処理日数は約定償還期日を含めて3日以内とする。
- (5) 事務委託機関は、約定償還期日を30日過ぎても償還されないときは、借受者ごとにその事情を調査し、沿岸漁業改善資金延滞者報告書(様式第14号)により速やかに知事に報告するものとする。

## 2. 繰上償還の手続

- (1) 借受者が貸付金の全部又は一部を繰上償還しようとするときは、沿岸漁業改善資金繰上償還申出書(様式第15号)を経由機関及び事務委託機関を経由して知事に提出するものとする。
- (2) (1)の繰上償還については、1に準じた手続きをとるものとする。

## 3. 期限前償還

知事は、期限前償還の請求を行う必要があると認めるときは、沿岸漁業改善資金期限前償還通知書(様式第16号)により借受者に対して通知するとともに、経由機関及び事務委託機関に連絡して1に準じた手続きをとるものとする。

4. 繰上償還及び期限前償還後の償還方法については、当該年度は、当初の約定償還額とし、原則として残額については、最終年次から順次繰上げるものとする。

## 第10 支払の猶予

### 1. 支払の猶予の要件

支払の猶予は、暴風雨、暴風浪、地震、高潮、降雪、降氷、火災、盗難などの災害のほか、借受人(その者が団体である場合には、その団体を構成する者)又はその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合に行うものとする。

### 2. 支払の猶予の申請

規則第11条の規定により償還金の支払の猶予を受けようとする者は、沿岸漁業改善資金支払猶予申請書(様式第17号)に天災、火災及び死亡の場合は市町村長、疾病及び負傷の場合は医師、盗難の場合は警察署長の証明書を添えて、その償還期限の30日前までに経由機関及び事務委託機関を経由して知事に提出するものとする。

3. 支払猶予期間は原則として1年とする。

4. 知事は、支払猶予の適否を決定した場合は、借受者に対して沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書(様式第18号)により通知するとともに、経由機関及び事務委託機関に対して連絡するものとする。

## 第 1 1 事業実施報告書

1. 借受者は、事業完了後 20 日以内に事業実施報告書（様式第 19 号（1）又は（2））に次に掲げる証拠書類の写しを添え、漁業協同組合長に提出しなければならない。

（1）貸付金額の受払が記載された借受者名義の預貯金通帳

（2）領収書

2. 1 により事業実施報告書及び証拠書類の写しを受理した漁業協同組合長は、速やかに証拠書類により事業経理を確認証明のうえ、経由機関を経由して知事へ送付するものとする。

3. 操船作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器等購入等資金、婦人・高齢者活動資金又は漁業経営開始資金の借受者で、当該貸付けについて、次の表の左欄に掲げる貸付けの条件のいずれかに該当する貸付けの条件を付されているものは、同表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる証明書等の写しを 1 の事業実施報告書に添付するものとする。なお、検査官の合格を証する成績表の写しをもって右欄に掲げる証明書に代えることができるものとする。

1. 機器等について船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 6 条第 3 項に規定する予備検査を受け、これに合格すること又は船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号。以下「省令」という。）第 65 条の 6 に規定する準備検査を受け基準に適合していることの確認を受けること。	予備検査を受け、これに合格したとき。	船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 9 条第 3 項に規定する合格書
	準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けたとき。	省令第 65 条の 6 第 4 項に規定する書面
2. 機器等について船舶安全法第 5 条第 1 項に規定する定期検査、中間検査又は臨時検査を受け、これに合格すること。	定期検査を受け、これに合格したとき。	船舶安全法第 9 条第 1 項に規定する船舶検査証書又は同法第 10 条の 2 に規定する船舶検査手帳
	中間検査又は臨時検査を受け、これに合格したとき。	船舶安全法第 10 条の 2 に規定する船舶検査手帳
3. 機器等について船舶安全法第 6 条ノ 4 第 1 項に規定する型式承認を受け、同項の検定に合格すること。	型式承認を受け、検定に合格したとき。	船舶安全法第 9 条第 4 項に規定する合格証明書

4. 借受者が法人格のない任意団体であるときには、個人別内訳書（様式第 20 号）を添付し、各人ごとの確認印を押印するものとする。

5. 事業実施報告書が提出されないときは、実態を調査のうえ、貸付金の全部又は一部につき、期限前に償還を請求するものとする。
6. 借受者は、貸付金の借受後、事業の縮小、資材の値下り等によって事業費が減少し、貸付金が事業費を超過することになった場合には、事業実施報告書の提出と併せて、超過額について繰上償還の手続きをとるものとする。
7. 事業実施報告書を受理した経由機関は、受理後1カ月以内に現地確認をし、事業実施報告書に沿岸漁業改善資金貸付漁家調査書（様式第21号）を添付して知事に提出するものとする。  
なお、現地確認には貸付事務担当者が同行するものとする。

## 第12 調査等

知事は、沿岸漁業改善資金制度の適正化を図るため、必要に応じ、関係機関の協力を得て毎年5月末日までに前年度の貸付事業について実態調査を行うものとする。

### 附 則

1. この要領は、平成8年8月9日から施行する。
2. この要領による改正後の秋田県沿岸漁業改善資金事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に貸し付けされる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

### 附 則

1. この要領は、平成11年2月5日から施行する。
2. この要領による改正後の秋田県沿岸漁業改善資金事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に貸し付けされる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

### 附 則

1. この要領は、平成11年7月9日から施行する。
2. この要領による改正後の秋田県沿岸漁業改善資金事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に貸し付けされる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

### 附 則

1. この要領は、平成12年11月28日から施行する。
2. この要領による改正後の秋田県沿岸漁業改善資金事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に貸し付けされる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

### 附 則

1. この要領は、平成13年11月16日から施行する。
2. この要領による改正後の秋田県沿岸漁業改善資金事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に貸し付けされる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

### 附 則

1. この要領は、平成14年12月13日から施行する。
2. この要領による改正後の秋田県沿岸漁業改善資金事務取扱要領の規定は、この要領

の施行の日以後に貸し付けされる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成16年11月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月5日から施行する。